

● 公募街区の概要

街区	53 街区	55-1 街区
所 在	西区みなとみらい五丁目 1 番 1 ほか	西区高島一丁目 2 番 81
所 管 局	財政局・港湾局	財政局
敷地面積	20,620.33 m ²	4,000.23 m ²
処分方法	土地売却	
処分価格	【平成 28 年 8 月 12 日修正】 18,376,257,757 円 18,508,467,757 円	4,672,173,256 円
建ぺい率/容積率等	80%/800% (建物高さ：最高限度 300m、 最低限度 60m)	80%/800% (建物高さ：最高限度 180m、 最低限度 60m)
建物用途	業務、商業、文化施設等（住宅等の居住機能は認められません。）※	

（各土地価格の価格時点：平成 28 年 5 月 1 日）

- ※ 「業務」は、本社機能、研究施設、研修施設、営業拠点、学校、病院等を含みます。
「商業」は、物販、飲食、ホテル等を含みます。
「文化」は、ホール、劇場、博物館、スポーツ施設等を含みます。

● 応募・契約等について

<応募手続>

応募者は、登録手続を行った後、事業の提案を行います。

今回の公募に際し、公募事務（登録・提案募集）は一般社団法人横浜みなとみらい 2 1 が行います。

事業予定者の決定等は、本市が行います。

登 録 受 付	平成 28 年 6 月 20 日（月）～平成 28 年 9 月 7 日（水）
提 案 受 付	登録～平成 28 年 9 月 21 日（水）
審 査	平成 28 年 10 月～12 月
事業予定者の決定	平成 28 年 12 月

※ 日程は都合により変更される場合があります。

【平成 28 年 9 月 8 日延長等】

次のとおり、53 街区の登録受付期間を延長するとともに、登録以降のスケジュールを変更します。

登 録 受 付	平成 28 年 6 月 20 日（月）～平成 29 年 3 月 10 日（金）
提 案 受 付	登録～平成 29 年 3 月 24 日（金）
審 査	平成 29 年 4 月～6 月
事業予定者の決定	平成 29 年 6 月

※ 日程は都合により変更される場合があります。

<募集要項に関するお問合せ及び登録・提案の受付>

一般社団法人横浜みなとみらい 2 1 (<http://www.minatomirai21.com/>)

所 在	横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号 クイーンズスクエア横浜 クイーンモール 3 階
電話番号	045 (682) 4404
受付時間	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成 28 年 12 月 29 日（木）から平成 29 年 1 月 3 日（火）を除く 9 時～12 時及び 13 時～16 時
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項等は同法人のホームページに掲載されます（上記アドレス）。 郵送等による提出は受け付けませんので、直接持参してください。

<契約方法>

53 街区

- ・ 当該土地売却は、市会の議決案件になるため、事業予定者は、市と基本計画協議を行い、仮契約を締結の上、市会の議決後、基本計画協定及び土地売買契約を締結します。
(市会の議決を得た上で、原則として、事業予定者決定の翌日から1年以内に基本計画協定及び土地売買契約を締結)

土地価格について、価格時点から1年を経過して仮契約を締結する場合は、時点修正等の補正を行うことがあります。

(その他、53 街区における暫定利用等を踏まえ、引渡し時の土地状況で補正を行うことがあります。)

55-1 街区

- ・ 事業予定者は、市と基本計画協議を行い、原則として、事業予定者決定の翌日から6か月以内に市と予約契約を締結して事業者となります。
- ・ 原則として、事業予定者決定の翌日から1年以内に市と基本計画協定及び土地売買契約を締結します。
- ・ なお、事業予定者決定の翌日から6か月以内に基本計画を策定の上、基本計画協定及び土地売買契約を締結する場合は、予約契約を省略することができます。

土地価格について、価格時点から1年を経過して予約契約（又は予約契約を省略した場合の土地売買契約）を締結する場合は、時点修正等の補正を行うことがあります。

● その他

- ・ 今回の公募は、港湾局が実施している常時公募（43 街区）とは取扱いが異なります。
(注：仲介手数料制度は設けていません。)
- ・ 土壌汚染調査の状況等については、次のとおりです。

53 街区	平成27年度の土壌汚染調査の結果、土地の一部から「砒素及びその化合物」の土壌溶出量が土壌汚染対策法の指定基準値を超えて検出されました。土地価格については、必要な土壌汚染対策を考慮して補正しています。 ※ 事業者が土壌汚染対策を実施
55-1 街区	23～24年度の土壌汚染調査の結果、土壌汚染対策法、横浜市生活環境の保全等に関する条例及び港湾局における建設発生土受入手続に準ずる調査対象物質について基準値以下でした。 なお、港湾局における建設発生土受入手続で受入基準を定める物質について、26年6月に改正が行われ、「1,4-ジオキサン」が追加されました。本件の土壌汚染調査は改正前の内容で実施していますので、当該物質の調査は行っていません。

<案内図>



凡 例

	: 53 街区		: 55-1 街区
---	---------	---	-----------

【参考 (常時公募中)】

	: 43 街区
---	---------